

令和7年度
第3回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和7年6月27日（金）

と ころ：木曾川庁舎第3研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第3回総会 議事録

令和7年6月27日（金）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

報告第4号 「地域計画」に係る意見報告について

<出席委員>

(農業委員：18名)

1番 酒井 敏夫	2番 岩田 良彦
3番 奥 智子	4番 熊澤 宣明
5番 坂井 利弘	6番 林 泰江
7番 近藤 篤誼	8番 (欠席)
9番 岩田 健司	10番 酒井 正明
11番 小島 かな子	12番 内藤 秀基
13番 青山 真由美	14番 佐々 均
15番 浅野 富士男	16番 星野 幸代
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 江寄 正雄	

(農地利用最適化推進委員：16名)

1番 木村 光男	2番 (欠席)
3番 伊藤 則夫	4番 後藤 一敏

5 番 重松 健三
7 番 木全 博
9 番 安田 正雄
11 番 青山 豊
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

6 番 柴山 守男
8 番 浅井 孝義
10 番 立山 克生
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：1名)

8 番 佐野 正実

(農地利用最適化推進委員：1名)

2 番 伊藤 末雄

<事務局>

事務局長 古田 雅巳
課長補佐 坂野 誠

専任課長 角田 篤彦
加藤 勝明

<農業振興課>

課長 浅井 覚
主査 渡辺 志保

専任課長 村瀬 昌宏
主事 野々村 光

開 会 (午後2時00分)

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第3回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員

会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第3回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。5番 坂井利弘委員さん、6番 林泰江委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外・編入の案件につきまして説明をお願いいたします。

【浅井農業振興課長】

皆様には、日頃から、市の農政全般に渡り、ご支援、ご協力をいただいておりますこと この場をお借りしてお礼申し上げます。

では、「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」をお願いいたします。

本日は、この5月締切分について、第2号議案としてご意見を願いますのでございます。議案の詳細については、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【渡辺主査】

農業振興課の渡辺です。それでは、資料第2号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明に入ります。着座にて失礼します。

本議案は、2025年2月15日から2025年5月15日までに各事業計画者から申し出のありました、除外11件、用途区分変更1件の農用地利用計画の変更について記載しています。

なお、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。資料の見方ですが、1枚めくっていただきますと、見開きの上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。番号はそれぞれ左上に記してあります。

地図上の緑色は農用地区域内農地、ピンク色は除外の申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、オレンジ色は農業用施設用地、青色は一体利用地を示しており、右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区などを記載しております。

各土地改良区と農協からは、いずれも計画変更は“やむを得ない”との御意見をいただいています。

各申出地につきましては、いずれも周辺土地で交渉を行い不調となっており、除外はやむを得ないものと考えます。

それでは、個々の説明に移ります。1番～3番、分家住宅です。

1番は三条、2番は北方町、3番は光明寺での分家で、家財道具が増え、現在の借家では手狭になってきた、家族の介護が必要であるため家族宅の近くに居住する必要性が生じたなどの理由により申出地に分家住宅を計画しました。

次に参ります。4番、通路及び駐車場です。

申出者は申出地北側の既存宅地である地図上で水色となっている土地を購入し住宅建築をしようとしたのですが、建築の接道要件を満たさなかったため、申出地に通路を計画しました。

次に参ります。5番 物流施設です。

申出者は、現在、奥町と萩原町に拠点がありますが、それぞれ取り扱い量が増え、手狭な状態です。現拠点はそれぞれ中部地区の西・南方面を商圏としているため、今回、東・北方面もカバーできるよう木曾川町の申出地に新たな拠点を設置し、現拠点の業務を一部移管することを計画しました。

次に参ります。6番 駐車場です。

業務量の増大に伴い、トラック2台を増車することになりました。また、資材が増えてきたことにより、資材置場スペースを確保するため、現資材置き場兼駐車場に駐車している車両3台を申出地に移動することを計画しました。

次に参ります。7番、駐車場です。

賃借している現駐車場の返却を求められたため、駐車場の移転を計画しました。

次に参ります。8番、駐車場です。

申出者は主に断熱材の加工を行っており、加工した断熱材は本店建物内と倉庫に保管していますが、搬出入の際、運搬車両用の駐車場が確保できていないことにより、積み下ろし作業が効率の悪い状態となっているため計画しました。

次に参ります。9番、駐車場です。

申出者は主に自動車の樹脂部品の加工を行っており、業績を伸ばしています。従業員を増員することにより、駐車場が不足することになったため計画しました。

次に参ります。10番、駐車場です。

申出者は今年の4月から、地図上で黄色となっている部分の物流施設に入居し、東海エリアでの拠点業務をスタートしましたが、来年の1月から新たに従業員を雇用し、自社トラックでの輸送を開始するため、従業員とトラック用の駐車場を計画しました。

次に参ります。11番、駐車場です。

外来患者数が増加する状態が続いており、今後もさらなる増加が見込まれています。また、今年度中に院内に透析センターを開設することにより、利用患者の駐車場確保が必要となったため計画しました。

次に参ります。12番 農業用倉庫（用途区分変更）です。

申出者は昨年、農業生産法人として設立しました。現在、農機具や車両はやむを得ず自宅敷地内に置いている状態であるため、申出地に農業用倉庫を計画しました。

以上、2025年5月締切の除外・用途区分変更申出の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、異議なしとさせていただきます。

それでは、農業振興課職員には退席させていただきます。

<市農業振興課職員 退席>

【熊澤議長】

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。

まず、議案第1号 25番につきましては、奥智子委員さん、江寄正雄委員さんが関係する案件となります。

一宮市農業委員会 総会会議規則 第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<奥智子委員、江寄正雄委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第1号 25番を説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、議案第1号25番についてご説明申し上げます。

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、3ページをご覧ください。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。

25番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法3条許可 1件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号25番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<奥智子委員、江寄正雄委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、提出議案の1ページをご覧ください。

引き続き、議案第1号について、ご説明申し上げます。申請内容は、先ほどご審議いただきました25番を除き、所有権移転8件です。詳細は、2ページから3ページとなります。

2ページの17番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。18番から21番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。3ページの22番、23番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。24番につきましては、親族間の贈与のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法3条許可8件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、25番を除く議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の4ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用2件です。詳細は、5ページをご覧ください。

1番につきましては、自己用住宅を建築するものです。

2番につきましては、駐車場として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

また、1番の都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法4条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の6ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転16件、所有権移転及び使用貸借権設定1件、所有権移転及び賃借権設定1件、使用貸借権設定6件、賃借権設定10件です。

詳細は、7ページから13ページとなります。

7ページの50番から8ページの59番につきましては、分家住宅、9ページの60番につきましては、自己用住宅、61番につきましては、診療所、62番、63番につきましては、店舗、64番につきましては、流通業務施設を建築するものです。

以上、15件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

10ページの65番から11ページの74番につきましては、駐車場、12ページの75番につきましては、駐車場兼資材置場、76番から78番につきましては、資材置場、79番につきましては、太陽光発電設備、13ページの80番につきましては、蓄電所として利用されるものです。

蓄電所とは、太陽光発電施設等で発電された余剰電力を貯蔵するための蓄電池を設置するものです。

81番につきましては、駐車場及び資材置場として一時的に利用されるものです。82番につきましては、資材置場として一時的に利用されるものです。83番につきましては、砂利採取のため一時的に利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

64番、67番、77番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法5条許可34件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の14ページをご覧ください。

議案第4号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、1件です。詳細は、15ページをご覧ください。

3番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

申請地のうち、三条の農地は全て市街化区域で、生産緑地に指定されています。西五城につきましては、市街化調整区域の農地です。

また、三条の農地のうち耕作がされていない部分につきまして、その分の面積を除外し、申請されています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします

事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、提出議案の16ページをご覧ください。

議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。詳細は、お手元の訂正資料をご覧ください。

1番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

なお、地区担当委員（農業委員及び農地利利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「現況証明報告について」
- ・報告第4号「地域計画に係る意見報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの3件です。つづきましては、3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから8ページの所有権移転20件、使用貸借権設定3件、賃借権設定1件です。9ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、10ページから11ページの8件です。12ページをご覧ください。報告第4号について、ご説明申し上げます。本案は、「地域計画」に係る意見報告です。令和7年5月27日の農業委員会総会で、農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案を決定いただき、市へ提出いたしました。市は、農業委員会から提出された変更素案を基に、地域計画を変更し、再度、農業委員会に意見聴取がなされましたが、その変更内容が農業委員会が策定した目標地図の変更素案と同一であったため、会長専決にて「意見なし」として回答したものの報告です。

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものとしたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第3回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後2時45分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 坂井 利弘

署名者 林 泰江